

# 教 育 委 員 会 会 議 録

開催日 令和5年3月31日

南 あ わ じ 市 教 育 委 員 会

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会



# 南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会 合同定例会会議録

1. 日 時 令和5年3月31日（金） 午後1時30分開会

2. 場 所 南あわじ市役所 第2別館 多目的ホール

## 3. 会議次第

開 会 午後1時30分

開議宣告

会議録署名委員の指名 山本委員（南あわじ市） 狩野委員（学校組合）

前回会議録の承認

議 事

協議及び報告事項

閉議宣告

閉 会 午後2時21分

## 4. 会議の出席者

《南あわじ市》

（教育長） 浅井 伸行

（教育委員） 青木 京、数田 久美子、近藤 宰常、山本 真也

《学校組合》

（教育長） 浅井 伸行

（教育委員） 狩野 時夫、青木 京、山本 真也

## 5. 会議の欠席者

《学校組合》

（教育委員） 本條 滋人

## 6. 説明のため出席した者の職氏名

教育次長 仲山 和史、教育次長補兼学校教育課長 上原 泉、

教育総務課長 秀 充浩、社会教育課長 阿萬野 真司、

体育青少年課長 山家 光泰、教育総務課係長 佐々木 友美、

教育総務課主任 野上 典子

## 7. 会議に付した事件及びその結果

### 《南あわじ市》

- 議案第16号 南あわじ市教育委員会が所管する南あわじ市個人情報の保護に関する法律等の施行に必要な事項を定める規則制定について  
原案可決
- 議案第17号 委員の委嘱について  
原案可決

### 《学校組合》

- 同意第1号 教育委員会委員の辞職の同意について  
同 意
- 議案第4号 南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について  
原案可決
- 議案第5号 南あわじ市・洲本市小中学校組合教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則制定について  
原案可決

## 1. 開 会

午後1時30分

【浅井教育長】 定足数に達しておりますので、ただいまから南あわじ市教育委員会及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を開会いたします。

## 2. 会議録署名委員の指名

【浅井教育長】 まず、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員につきましては、会議規則第15条第2項の規定により、1名の委員を指名します。

南あわじ市教育委員会会議録署名委員につきましては、山本委員にお願いいたします。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会会議録署名委員につきましては、狩野委員にお願いいたします。

## 3. 前回会議録の承認

【浅井教育長】 次に、「前回の会議録の承認」に移ります。

前回会議録につきましては、事前に送付させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。何かお気づきの点はございませんでしたか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 ご意見がないようですので、前回教育委員会定例会会議録については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、前回の教育委員会定例会会議録承認することに決定しました。

## 4. 南あわじ市教育長職務代理者の指名

【浅井教育長】 次に、南あわじ市教育長職務代理者の指名についてです。

教育長職務代理者については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項で、「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と定められております。

現在、南あわじ市教育長の職務代理者に近藤委員を指名しているところですが、3月31日の任期の区切りの日において、毎年、職務代理者を交代しておりますことから、私から、本日付で青木委員を教育長職務代理者に指名させていただきます。よろしく願いいたします。

## 5. 協議会等への委任選任について

【浅井教育長】 次に、協議会等への委員選任について依頼が来ておりますので、事務局より説明させていただきます。

【秀課長】 南あわじ市人権教育研究協議会役員、南あわじ市民生委員推薦会委員の選につきまして依頼が来ております。これらは、例年にならい職務代理者に就任していただいております。

【浅井教育長】 ただいま事務局から説明がありました。先ほど、教育長職務代理者に就任いただきました青木委員、お願いできますか。

【青木委員】 承知しました。

【浅井教育長】 それでは、青木委員、どうぞよろしく願いいたします。

## 4. 教育長報告

【浅井教育長】 次に、「教育長報告」をさせていただきます。

まず、はじめに（1）卒業式についてです。今年度は、沼島中学校卒業式に出席いたしました。地元の生徒3名に加え、島外から転校してきた柔道部の子どもたちも一緒に卒業式を迎えました。地元の生徒が答辞を行いました。その中で、コロナで修学旅行が一度延期になったけれど、その後みんな揃って一緒に行けたことが私にとって大きな財産です。という言葉がありました。それぞれの学校でそれぞれの思いを持ち卒業式を行ったと思いますが、市内の子どもたちが小学校の6年間、中学校の3年間を充実した学校生活を送った様子が見られたことが非常に良かったと感じました。

次に、（2）教育センター見学会についてです。4月からスタートしますが、見学機

会を設ける予定です。現在は外壁と事務室の工事のみの状態ですが、施設を見学していただき、2期工事に向けてのご意見をいただければと思います。

次に、(3) 人事異動についてです。今年度末で福良小学校長1名、志知小学校教頭1名が退職されました。管理職では校長7名、教頭4名の異動がありました。名簿を添付しておりますので学校訪問等の参考にしていただければと思います。

以上3点につきまして、ご意見等ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 ないようですので「教育長報告」を終わらせていただきます。

## 5. 議 事

【浅井教育長】 次に、「議事」に移ります。

「議事」につきましては、南あわじ市議案2件、小中学校組合議案3件を審議いたします。

### ○南あわじ市教育委員会議案第16号

「南あわじ市教育委員会が所管する南あわじ市個人情報の保護に関する法律等の施行に必要な事項を定める規則制定について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第16号「南あわじ市教育委員会が所管する南あわじ市個人情報の保護に関する法律等の施行に必要な事項を定める規則制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【秀課長】 令和5年4月から施行される南あわじ市個人情報の保護に関する法律施行条例及び個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、南あわじ市教育委員会が管理する個人情報の取扱いについて必要な事項を定めるものです。南あわじ市個人情報の保護に関する法律等の施行に必要な事項を定める規則の例により取り扱うことを定めるものです。なお、附則で令和5年4月1日を施行日としております。

以上で説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 これですべて質疑を終結します。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第16号「南あわじ市教育委員会が所管する南あわじ市個人情報の保護に関する法律等の施行に必要な事項を定める規則制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第16号は、原案のとおり決定されました。

## ○南あわじ市教育委員会議案第17号

### 「委員の委嘱について」

【浅井教育長】 南あわじ市教育委員会議案第17号「委員の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【阿萬野課長】 公民館運営審議会委員につきましては、社会教育法第29条の規定に基づき設置しております。委員の選出につきましては、地区公民館、社会教育委員、市の文化団体よりご推薦をいただいております。なお、社会教育委員、文化団体卒については、4月以降の会議で決定し、それぞれご推薦をいただく予定としております。

社会教育委員につきましては、社会教育法第15条の規定に基づき設置しております。委員の選出につきましては、社会教育委員会議からご推薦をいただき、教育委員会から直接ご依頼をしております。また、広く市民の意見を取り入れるため、公募による選出も行っております。なお、学校教育関係者については、小学校校長会代表校



長に就任していただくこととしております。

文化財保護審議会委員につきましては、文化財保護法第190条第1項の規定に基づき設置しております。委員の選出につきましては、専門的な分野ですので、本審議会からご推薦をいただき、教育委員会から直接、ご依頼をしております。

スポーツ推進審議会委員につきましては、スポーツ基本法第31条の規定に基づき設置しております。委員の選出はスポーツ推進委員会、体育協会、医学関係者、幼児教育関係者、小中学校関係者、スポーツ21関係者につきまして、教育委員会から各団体へ依頼しご推薦を頂いております。また、教育委員会から有識者に直接ご依頼をしております。

図書館協議会委員につきましては、図書館法第14条の規定に基づき設置しております。委員の選出につきましては、教育委員会から直接ご依頼をしております。なお、社会教育委員、公民館運営審議会委員、学校関係者の委員については、4月以降の会議で決定し、それぞれご推薦をいただく予定としております。

働く婦人の家運営委員会委員につきましては、南あわじ市働く婦人の家条例第14条第1項の規定に基づき設置しております。委員の選出につきましては、学識経験者、働く婦人又は勤労者家庭の主婦の代表を教育委員会から直接ご依頼しております。また、教育委員会からは、教育次長が構成員となります。

各審議会、委員会の委員にご推薦いただいた方々は、いずれも十分な資質、見識を有しておられますので、それぞれの委員に委嘱したいと考えております。

なお、いずれの委員とも委嘱期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。

以上でご説明とさせていただきます。

**【浅井教育長】** 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

**【浅井教育長】** これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

**【浅井教育長】** 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第17号「委員の委嘱について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第17号は、原案のとおり決定されました。

#### ○南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会同意第1号

「教育委員会委員の辞職の同意について」

【浅井教育長】 あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会同意第1号について審議するにあたり、本議案は近藤委員の一身上に関する事件と認められますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づき、近藤委員の退席を求めます。

( 近藤委員 退席 )

【浅井教育長】 南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会同意第1号「教育委員会委員の辞職の同意について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【仲山次長】 令和5年2月20日付で、近藤宰常委員より、同年4月12日をもって南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会教育委員の職を辞したい旨の辞職願が提出されました。

本件につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第10条により、「委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て辞職することができ」と定められていることから、同意を求めるため提案するものでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会同意第1号「教育委員会委員の辞職の同意について」、同意することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会同意第1号は、同意されました。

近藤委員の入室を許可します。

( 近藤委員 入室 )

【浅井教育長】 近藤委員に議決結果を報告いたします。

委員の願いのとおり辞職について同意することとなりましたことをご報告いたします。

#### ○南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第4号

「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」

【浅井教育長】 南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第4号「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【秀課長】 この規則改正につきましては、教育次長補を置く規定を新設し、職員の職の規定中で、現在は存在しない特命参事及び嘱託員を削り、主任を追加する改正を行うものです。いずれも南あわじ市教育委員会事務局組織規則の規定に倣い、規則を現体制に合わせるように改正するためのものです。なお、附則で公布の日を施行日として

おります。

以上で提案説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。  
お諮りします。  
本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。  
よって、直ちに採決します。  
南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第4号「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 異議なしと認めます。  
よって、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第4号は、原案のとおり決定されました。

#### ○南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第5号

「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則制定について」

【浅井教育長】 南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第5号「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則制定について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

【秀課長】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正（平成27年4月1日施行）により、一般職であった教育長が常勤の特別職とされるとともに、職務に専念する義務が定められたことに伴い、その特例として義務が免除される場合について規則で定めるものです。

以上で、説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

【浅井教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第5号「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第5号は、原案のとおり決定されました。

## 6. 協議及び報告事項

【浅井教育長】 続いて、協議及び報告事項に移りたいと思います。

協議及び報告事項につきましては、お手元に資料を配布しております。

### （1）南あわじ市議会3月定例会一般質問の報告について

【浅井教育長】 「南あわじ市議会3月定例会一般質問の報告について」、事務局より説明をお願いします。

【仲山次長】 2月21日から3月24日までの会期で開催されました第118回南あわじ市議会定例会におきまして、6会派の代表質問と10名の一般質問があり、教育委員会関連の質問につきましては、会派代表質問で5会派、個人質問で5名でございました。

主な質問内容につきましては、淡路人形座の運営状況と現状、淡路人形浄瑠璃保存伝承検討委員会の方針、平和教育の現状と今後の取組、生理用品の学校施設等への配布、人権学習事業の取組と成果、アンコンシャス・バイアスとマイクロアグレッションの概念、人権意識調査、南あわじ市総合計画における人権についてのまちづくり指標の達成状況、LGBTQへの理解、部活動の地域移行の進捗状況、地域文化及びスポーツの振興、子どもの遊び場づくり事業、アフタースクールの現状と将来展望、学校給食の無償化、偉人教育、阿万風流踊りの保存伝承、新型コロナによるマスク着用と子どもへの影響と対応、地区公民館改修の進捗状況と今後の計画、中央公民館の改修工事の内容、小学校特別教室の空調、学校トイレ洋式化、加配教員配置、スクール・サポート・スタッフ及び特別支援教育支援員の継続配置、スクールソーシャルワーカー、サポートティーチャー、部活動指導員の配置、読書手帳、小学校水泳授業の民間プールの活用など、幅広い質問がございました。質問内容と答弁の詳細につきましては、お手元資料に記載のとおりでございますのでご確認をお願いいたします。

以上で報告とさせていただきます。

【浅井教育長】 説明が終わりました。

一般質問の内容に関連して、淡路人形座保存伝承検討委員会の答申、水泳事業の民間活用について、少し補足説明させていただきます。

【阿萬野課長】 私の方からは、淡路人形座保存伝承検討委員会の答申が出ましたのでご報告いたします。淡路人形座は淡路人形浄瑠璃を観光資源としながら、伝統文化を継承してきた団体で、財団法人淡路人形協会が経営しております。しかし、市の補助金以外に収入がなく経営が行き詰っておりました。そこでどのように再生していくか、経営基盤を確立していくかについて、4回にわたって委員会で検討した結果、財団法人から第3セクターによる経営ということで、株式会社うずのくにへ経営移管を行い、安定した経営基盤の中で、伝統文化の継承に取り組んでいくことが決定しました。財団法人は残したままで進め、人形浄瑠璃館の運営につきましても同様に移管するという方向で調整をしていく予定です。

【上原次長補】 私からは、小学校水泳授業の民間活用についてご説明いたします。令和5年度は、ゆとりっくで松帆小学校、湊小学校、サンプルで八木小学校、市小学校、榎列小学校の水泳授業を計画しております。民間活用におけるメリットとしては、炎天下など天候に左右されない水泳授業が実施できること、高い水泳指導を受けることができること、教員によるプールの水質管理等の負担軽減、プール改修費用の削減等が考えられます。まずはこの内容で来年度、試行していきたいと思っております。

【浅井教育長】 説明が終わりました。  
この件につきまして、何かございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

## (2) 教職員の人事異動について

【浅井教育長】 次に、「教職員の人事異動について」、事務局より説明をお願いします。

【上原次長補】 お手元の「令和4年度末人事異動一覧表」をご覧ください。この度の人事異動では、市全体または教育上の課題や人事上の課題の克服を目指して異動計画を立てております。赤字の部分が異動の教職員となっておりますのでご覧ください。

【浅井教育長】 説明が終わりました。  
この件につきまして、何かございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

## (3) 教育委員会事務局職員の人事異動について

【浅井教育長】 次に、「教育委員会事務局職員の人事異動について」、事務局より説明をお願いします。

【秀課長】 お令和5年4月1日付の教育委員会職員の人事異動内示についてご説明申し上げます。「人事異動内示 教育委員会事務局抜粋」をご覧ください。時間の都合上、管理職の異動者と退職者のみ紹介させていただきます。  
部長級については、総務企画部付副部長、淡路人形座経営改革担当の福田龍八が教

育次長へ昇格し、配属されます。

課長級については、山家光泰体育青少年課長が社会教育課長へ、阿萬野真司社会教育課長が体育青少年課長へ配置換となります。

主幹級については、山見嘉啓沼島出張所所長兼公民館長が引き続き再任用で配属されております。

大濱さおり学校教育課副課長は、主幹へ昇格となります。

郷野仁史財務課副課長が主幹へ昇格し、中央公民館長として配属されます。

副課長級以下については、別紙のとおりでございますので、ご覧置きたいと思っております。

最後に、仲山和史教育次長は定年退職され、長尾通稔学校教育課副課長は派遣期間の終了により県教育委員会へ戻られます。

また、社会教育課では眞野匡史副課長が淡路人形座経営移管担当、再任用により仲山和史主任が淡路人形座統括責任者として本日付で発令されております。

以上で簡単ですが人事異動についての説明とさせていただきます。

**【浅井教育長】** 説明が終わりました。

この件につきまして、何かございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

**【仲山次長】** 私事で恐縮ですが、本日付をもちまして定年退職を迎えました。教育次長として4年間、教育委員の皆様大変お世話になりました。ありがとうございました。今後は先ほど説明がありましてとおり、淡路人形座において経営移管事務を進めてまいります。人形座へお越しの際にはお声がけいただければありがたいと思っております。本当にありがとうございました。

#### (4) 令和5年度第1回総合教育会議について

**【浅井教育長】** 次に、「令和5年度第1回総合教育会議について」、事務局より説明をお願いします。

**【秀課長】** 5月31日(水)午前10時より5月の教育委員会合同定例会の開催が予定されていますが、開催時間を1時間早め、午前9時からとし、その後10時から総合教育会議を開催させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議題については、(1)読解力の向上と読書活動の推進について、(2)学ぶ楽しさ日本一のPRについて、の2点を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。



す。

【浅井教育長】 説明が終わりました。

この件につきまして、何かございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

#### (5) 学ぶ楽しさ支援センターの施設見学について

【浅井教育長】 次に、「学ぶ楽しさ支援センターの施設見学について」、事務局より説明をお願いします。

【秀課長】 4月26日の教育委員会定例会終了後、学ぶ楽しさ支援センターの見学をしていただけたらと考えたらと考えております。また、玉青館において新たに市の指定文化財に指定された文化財が展示されておりますので、支援センター見学後、玉青館へ移動していただき観覧いただければと思います。そこで、教育委員会定例会の開始時間を1時間早め、午前9時からとさせていただければ、午前中にすべて実施できるかと思っておりますので、ご検討よろしく願いいたします。

【浅井教育長】 説明が終わりました。4月26日の教育委員会合同定例会を午前9時開始とし、その後、学ぶ楽しさ支援センター、玉青館への見学とさせていただいてよろしいでしょうか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 ご異議がありませんので、そのようにさせていただきます。

#### (6) 令和5年度教育委員会委員活動予定について

【浅井教育長】 次に、「令和5年度教育委員会委員活動予定について」、事務局より説明をお願いします。

【秀課長】 令和5年度教育委員会委員活動予定表をご覧ください。令和5年度の年間スケジュールとなっておりますので、現時点で日程が確定している分につきましては日付を入れてありますのでご予約くださいますようお願いいたします。

開催日が近づきましたらその都度、事務局からご案内させていただきますのでよろしくお願ひします。

【浅井教育長】 説明が終わりました。  
この件につきまして、何かございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

#### (7) 当面の行事予定及び教育委員会後援名義使用許可の報告について

【浅井教育長】 次に、「当面の行事予定」、「教育委員会後援名義使用許可状況」については、資料をご覧お願ひします。

#### 7. その他

【浅井教育長】 次に「その他」に移らせていただきます。  
何かございませんか。

#### ○6月の教育委員会定例会の日程調整について

【秀課長】 6月の教育委員会定例会については、日程調整の結果、6月22日(木)午前10時00分から第2別館第5会議室で開催したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

#### ○倭文中学校サウンディング調査について

【秀課長】 お手元に、倭文中学校のサウンディング調査実施要項をお配りしております。サウンディング調査は、倭文中学校の跡地利用について、さまざまな企業から活用案を提案いただくもので、3月20日に市のホームページにも掲載しております。6月末まで実施し、その後、活用の方向性を定めていく予定です。

#### ○令和4年度総合的な探求の時間実施報告書

【山家課長】 令和3年3月に淡路三原高等学校、国立淡路青少年交流の家、淡路景観園芸学校、南あわじ市と連携協定を結び、事業を展開してきました。今年度より南あわじ市からも補助金を交付し、淡路三原高等学校の総合的な探求の時間を利用して、南あわじ市にかかる地域創生を目的とした活動を進めていただきました。その成果として、3年生による市の課題解決提案、2年生によるポスターセッションの内容等をまとめたものがこの度、報告書として完成し、淡路三原高等学校から届きましたので、教育委員の皆様にお配りさせていただいております。

今後、市役所1階のスペースを利用して2年生のポスターセッションのポスターを掲示し、その後、中央公民館、ショッピングセンターでの掲示を進めていく予定です。

【浅井教育長】 淡路三原高校の校長先生には、市へ課題を提言するだけでなく、課題に対して自分たちに何ができるかということを考えて行動に移していくように繋げてほしいとお願いしております。

次年度以降を期待して見守っていきたいと思っています。

【浅井教育長】 他になにかございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

【浅井教育長】 ないようですので、これでその他を終了します。

## 7. 閉 会

【浅井教育長】 以上で本日の定例会の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、南あわじ市教育委員会、及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を閉会します。

午後2時21分